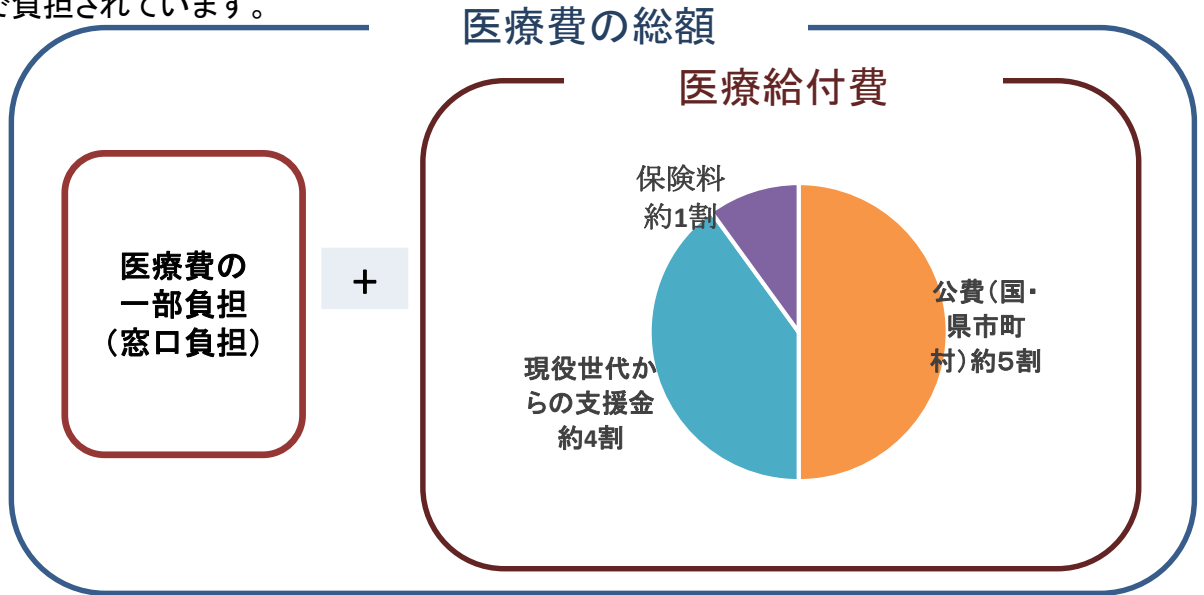


保険料の概要・保険料率の決め方について

保険料の概要

医療費の総額から、一部負担金(医療機関への窓口負担)を除いた医療給付費のうち、約1割を保険料として負担していただくものです。

なお、医療給付費の残りの約9割は、公費(国・県・市町村)と、現役世代からの支援金で負担されています。



保険料率の決め方

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額となり、広島県の場合、比率は48:52となっています。

保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、今回の改定は令和6・7年度分となります。



※総所得金額等から基礎控除を引いた金額が58万円以下の方は令和6年度のみ所得割率は8.98%となります。